

障がい者のための国際シンボルマーク



このマーク、よく見かけることがあるかと思います。

このマーク、一体何のマークで、どんな意味があるのかご存知でしょうか？

「車いすの人」を示すマークだと思われている方が多いかもしれません。

このマークは「障がい者のための国際シンボルマーク」です。

障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。特に車いす使用者という限定ではなく、全ての障がい者を対象としています。

車にステッカー等を貼っている方もよく見かけます。

前述のとおり、これは障がい者のためのシンボルマークです。個人の車に表示することは、本来の趣旨とは異なっており、障がいのある方が乗車していることを周囲に知らせる程度の効力しかなく、法的な効力は全くありませんので、駐車禁止を免れたりすることはできません。また、このマークが示されている駐車場に駐車することは特に支障ないと思いますが、万が一トラブルになった際、法的根拠にはならないので、これも注意が必要です。

道路交通法上、定められている障がい者のマークについては次回ご紹介します。

マークの購入先

- 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
- 福祉用具等を扱う店舗、業者 …など

マークの種類

- アクリル樹脂板(建造物向け) 大 4,300 円 小 3,000 円
- ステッカー(裏面シール) 大 500 円 中 350 円 小 300 円
- 磁石付ステッカー(裏面磁石) 大 1,700 円 中 1,100 円 小 800 円